

手話言語法ニュース

2025年 8月21日 NO.82

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0053 新宿区原町3-61 桂ビル2F

TEL：03-6302-1430 / FAX：03-6302-1449

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石橋大吾 事務局長 久松三二

普及啓発・広報グループ：河原雅浩・小林泉・大杉豊・間船博・佐藤英治

条例・ネットワーク支援グループ：久松三二・石野富志三郎・渡部芳博・宮澤典子

ろう乳幼児等支援グループ：中西久美子・吉野幸代・嶋本恭規・田門浩

↓解説動画↓



手話に関する施策の推進に関する法律 (手話施策推進法) 成立！！

私たちの悲願でもあった法律が、やっと成立しました。
2025年6月12日(木)に「手話に関する施策の推進に関する法律」(手話施策推進法)案が参議院内閣委員会で提案・可決され、翌6月13日(金)には、参議院本会議においても提案・全会一致で可決されました。
さらに、同日午後には衆議院に送付され、衆議院内閣委員会においても全員賛成で可決されました。



6月13日(金) 参議院議員会館にて
議員の皆様、傍聴に集まった皆様と

そして翌週の6月18日(水)、衆議院本会議で提案され全会一致で可決・成立しました。

この日の本会議では衆議院財務金融委員長の解任決議案の採決や後任選挙が入り、時間の読めない中で、連盟石橋理事長の他、傍聴に集まった皆さんとで本会議の採決を見守りました。



6月18日(水) 国会議事堂前にて
石橋連盟理事長、河原副理事長、傍聴の皆様方

手話施策推進法が国会で可決・成立したことを受け、翌6月19日(木)に衆議院第一議員会館・多目的ホールにて「手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法) 可決成立報告会」を行いました。

加盟団体会員・障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟・手話関係者等の皆様、あわせて85名の皆様に会場にお集まりいただきました。

本法へ多大なご尽力を頂戴した「障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟」の取り組みを同議員連盟事務局長の今井絵理子参議院議員よりご説明いただき、本法律の概要説明を参議院法制局より発表いただきました。



6月19日(木) 可決成立報告会 記念撮影
(日聴紙提供)

本法律は、翌週の6月25日(水)に公布され、同日施行となりました。

これまで、ご尽力をいただいた多くの方々にお礼申し上げます。

手話施策推進法の成立はゴールではなく新たな運動のスタートです。理念法であるこの法を実効性のあるものとするべく、法に定められた内容に基づく施策が実施されるよう、引き続き取り組んでいきます。

手話施策推進法に寄せて

かつて、手話は「てまね」と呼ばれておりました。てまねという言葉は、漢字で「手真似」と書き、猿真似からつくられた言葉です。手話は言語としてみなされず、劣った言葉として蔑まされていました。私たちの先人たちは、人の前で手話を使うことがままならず、陰で密かに使っていました。先人たちが通学していたろう学校では、手話を使うことが禁止され、手話を使うと体罰を受けることが日常的な光景でした。

そして今、手話に関する施策を推進する法律（手話施策推進法）が一人の反対もなく全ての国会議員の賛同を受けて成立されました。この歴史的な瞬間に立ち会うことができた私たちは、手話を守り、手話を言語として認めてもらおうと、血や汗のにじむような想いをして啓発や普及に努めてこられた私たちの先人に想いを馳せると感無量という言葉以外の言葉を見出すことができません。

私たちは手話言語法の制定に向けて、長い間、時間をかけて、欧米やアジア諸国の手話言語事情を学び、国内全ての自治体において手話言語法制定を求める意見書の採択を実現させ、多くの自治体において手話言語条例の制定をすすめてきました。これと並行して、多くの国会議員とすべての政党と議論を重ねてきました。そうした長い取り組みの結果、手話施策推進法が制定されたのです。日本語では当然のようにされてきた「言語の獲得」、「言語で学ぶ」、「言語を学ぶ」、「言語を使う」、「言語を守る」こと、これらが手話言語においても必要であることが手話施策推進法で定められたのは画期的なことです。欧米諸国の

手話言語法に引けを取らない、むしろ先進的な内容と誇れるものであると思います。

手話施策推進法の制定にご尽力いただいた障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟の皆さま、共に運動に取り組んだ関係者の皆さまや仲間たちに心から御礼を申し上げます。

しかし、私たちは手話施策推進法に定められた内容に基づく施策が実施されるよう、行政や関係機関に働きかけていく必要があります。先人たちが守り育ててきた手話言語は私たちの命です。この命を守ることは私たちの後に続く、きこえない・きこえにくい人々の未来を照らすことになります。先人たちの想いを受け継ぎ、私たちは「手話言語を獲得する」、「手話言語を学ぶ」、「手話言語で学ぶ」、「手話言語を使う」、「手話言語を守る」、この五つの権利が完全に保障された「真の共生社会」を築いていくことを、ここに強く誓います。

2025 年6月27日

一般財団法人全日本ろうあ連盟
理事長 石橋大吾

【手話施策推進法に寄せて 手話言語動画】



認定 NPO 法人障害者放送通信機構の協力を得て、手話施策推進法案の国会審議を説明する手話言語動画を作成しました。（国会審議には手話通訳や字幕がつきません。）

下記のQRコードから御覧になれます。

①【左←】参議院内閣委員会 手話施策推進法案審議
(2025 年6月12日)

②【→右】参議院本会議 手話施策推進法案審議
(2025 年6月13日)



③【左←】衆議院内閣委員会 手話施策推進法案審議
(2025 年6月13日)

④【→右】衆議院本会議 手話施策推進法案審議
(2025 年6月18日)



手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）概要 （令和7年法律第78号）

目的（1条）

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段

手話に関する施策を総合的に推進

2025（令和7）年11月
日本でデフリンピック初開催

基本理念（2条）

手話の習得・使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする

手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、**手話文化の保存・継承・発展**が図られるようにする

全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、**手話に関する国民の理解と関心**を深めるようにする

国・地方公共団体の責務（3条）

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する

基本的施策（6条～18条）

手話を必要とするこどもの手話の習得の支援（6条）

- こども・保護者に対する手話に関する情報提供等
- 乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供
- 保護者・家族に対する手話の学習機会の提供等

学校における手話による教育等（7条）

- 手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供
- 手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施
- 手話を使用するこどもが学校生活で手話を自由に使用できる環境の整備

大学等における配慮（8条）

- 手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進

職場における環境の整備（9条）

- 手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業主による取組の促進のための情報提供等

地域における生活環境の整備等（10条）

- 地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備
- 災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供

その他の手話の習得の支援（11条）

- 手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とする者に対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等

手話文化の保存・継承・発展（12条）

手話文化：手話及び手話による文化的所産

- 文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようにするための取組

国民の理解と関心の増進（13条）

- 手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
- 学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供

手話の日（14条）

- 9月23日を「手話の日」とする

人材の確保等（15条）

- 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保

調査研究の推進等（16条）

- 手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供
- 手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先端的な技術（デジタル技術など）を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及

国際交流の推進（17条）

- 手話を使用する者の国際的交流の支援
- 手話文化に関する情報交換等の活動の支援

手話を使用する者等の意見の反映（18条）

- 障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画〔いずれも障害者基本法に基づき策定〕への反映（4条）
- 手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる（5条）
- 施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える（附則2項）



条例成立情報



福岡県行橋市

2024年9月26日「行橋市手話言語条例」が成立しました。2024年10月1日施行です。



福島県浪江町

2025年3月12日「浪江町手話言語条例」が成立しました。2025年4月1日施行です。



東京都目黒区

2025年3月6日「目黒区手話言語条例」が成立しました。2025年4月1日施行です。



大阪府高石市

2025年3月6日「高石市手話言語の理解及び普及並びにコミュニケーション手段の利用を促進する条例」が成立しました。2025年4月1日施行です。



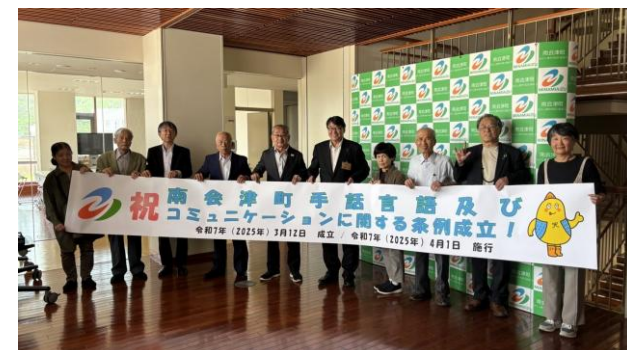
福島県北塩原村

2025年3月12日「北塩原村手話言語条例」が成立しました。2025年4月1日施行です。



福島県南会津町

2025年3月12日「南会津町手話言語及びコミュニケーションに関する条例」が成立しました。2025年4月1日施行です。



福島県猪苗代町

2025年3月14日「猪苗代町手話言語条例」が成立しました。2025年4月1日施行です。



東京都東大和市

2025年3月21日「東大和市手話言語条例」が成立しました。2025年4月1日施行です。



大阪府田尻町

2025年3月26日「田尻町手話言語条例」が成立しました。2025年4月1日施行です。



岐阜県本巣市

2025年3月21日「本巣市手話言語条例」が成立しました。2025年3月24日施行です。



大阪府八尾市

2025年3月27日「八尾市手話言語条例」が成立しました。2025年4月1日施行です。



福島県葛尾村

2025年3月17日「葛尾村手話言語条例」が成立しました。2025年3月18日施行です。



🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻
全国で 600 条例を超えました!!
🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻🌻

埼玉県さいたま市

2025年6月11日「さいたま市手話言語条例」が成立しました。同日施行です。



福島県飯館村

2025年6月20日「飯館村手話言語条例」が成立しました。同日施行です。



千葉県千葉市

2025年6月25日「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」が成立しました。2025年6月27日施行です。



北海道美瑛町

2025年6月20日「美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がい者の特性に応じた意思疎通の総合的な支援に関する条例」が成立しました。2025年7月1日施行です。



加盟団体の皆さまにお願い
～条例成立情報をお寄せください～

「自治体名」「条例名」
「成立日」「施行日」
「条文」「写真」
の情報を事務局までお寄せください。
連盟 HP の手話言語条例マップ 及び
手話言語法ニュースに掲載します。
お待ちしております！

埼玉県杉戸町

2025年6月26日「杉戸町手話言語条例」が成立しました。2025年6月27日施行です。

